

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

精華のいぶき

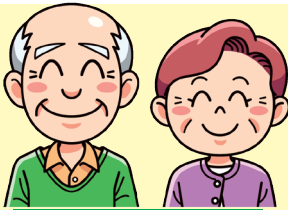
第12号 2019年3月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70 (精華町役場福祉課内) TEL.0774-95-1904 FAX.0774-95-3974
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail minkyos@town.seika.lg.jp

避難行動要支援者登録制度



登録できる方

- ①介護保険の要介護認定が要介護3、4または5と判定されている者
- ②身体障害者手帳が1級、2級に該当する者
- ③療育手帳の程度がAと判定されている者

- ④精神障害者手帳が1級に該当する者
- ⑤そのほかに、自ら避難することが困難な者であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため特に要支援を要する者



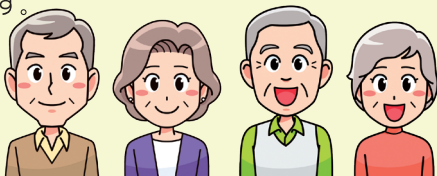
◆①～④に該当する方は町が保管する「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という)に自動で登録されます。

※自治会・自主防災組織・民生児童委員などへ平常時より名簿情報を提供するためには、別途「同意書」の提出が必要です。

- ◆今までの「災害時要配慮者登録台帳」登録者は、引き続き名簿に登録します。
- ◆⑤の方は、申し出により名簿に登録します。



- ◆情報提供の同意をいただいた方の名簿情報は、平常時から関係者へ提供され、災害時の円滑な避難支援や安否確認に備えます。
- ◆情報提供の同意をいただけなかった方の名簿情報は平常時、町で保管します。
- ◆災害が起こったときは、同意の有無にかかわらず、必要最低限の範囲で自治会・自主防災組織・民生児童委員などの関係者へ名簿情報を提供する場合があります。

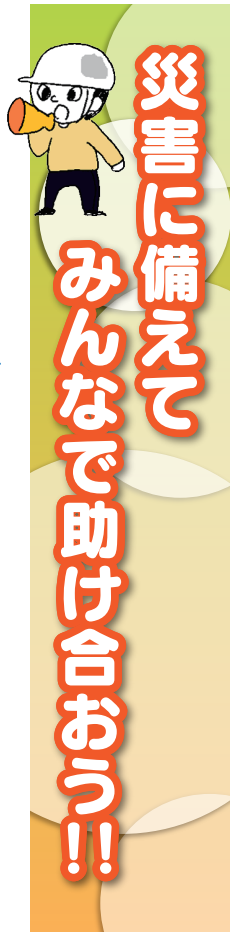


平常時からご自身でも災害への備えを十分にさせていただきますようお願いいたします。

精華町民生児童委員協議会では、町行政が取り組んでいる「避難行動要支援者登録制度」と連携して、さまざまな活動に取り組んでいます。近年、全国各地において災害が発生するたびに障害のある人や高齢者が犠牲者となるケースが増加し、全国各自治体で対策が求められています。

す。平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力避難が難しく支援を必要とする方を「避難行動要支援者」(以下、「要支援者」という)として、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という)の作成が市区町村に義務づけられました。精華町では、この名簿を登録者本

地震、津波、風水害など自然災害は突然やってきます
あなた自身、ご家族、地域の皆さんでしっかり考えましょう



人の同意を得たうえで、各支援者の方(民生児童委員、各自治会、自主防災組織、警察、消防など)に提供し、平常時の見守り活動等に協力をいただくことで、災害時に円滑で迅速な避難支援を行うことを目指しています。

最近では、大規模な自然災害が相次ぎ、災害への備えが急がれるなか、本協議会も行政と共に要支援者の避難支援体制を構築していきたいと考えていますので、住民の皆さんのご協力をお願いいたします。



管外研修の報告



で総合的な拠点施設として、市民交流センター、スポーツセンター、視覚・聴覚障害者センター、生活リハビリテーションセンター、総合相談情報センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、難病患者支援センター、子ども相談所、障害者更正相談所、このころの健康センターなどの機能が



精華町民生児童委員協議会は、平成30年11月に民生児童委員としての知識向上のため、大阪府堺市にある「堺市立健康福祉プラザ」を訪問し、管外研修を実施しました。

「堺市立健康福祉プラザ」は、障害のある方々の社会参加、地域生活を支援するとともに、障害のある方とない方々が交流を通じて相互理解を図ることを目的とした、広域的

んな教室（料理教室・陶芸教室）に通えるのもうらやましいと思います。

本協議会の研修報告の一部を紹介します。



ました。

障害者支援センターとしては、大変立派な建物であり内容も非常に充実していた。まさに障害者の方を中心とした地域の総合的な拠点施設だと強く感じた。2階の視覚・聴覚障害者センターでは、対面朗読室、CDによる音声化、拡大朗読器や音声文字化して耳の聞こえない人にも情報が伝わる機材など見学できました。大変良い研修ができたと思っています。

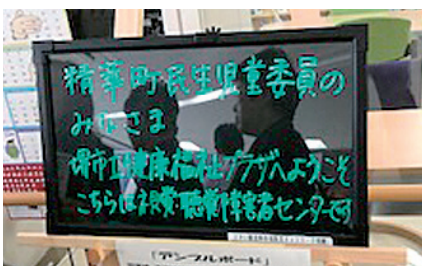
今まで別々の場所にあったそれぞれのセンターを一つの建物の中にまとめられたという事で障害者の方たちにとって、とても便利が良くなったことと、ゆったりと行き届いた施設がすばらしいと思います。視覚聴覚の方にも、とても良い取り組みがなされているようです。いろんな方との触れ合いも

あって今までにない良い研修だったかなと思います。

聴覚障害者への情報伝達手段として活用するアンブルボードには私達への「おもてなし」の言葉があり嬉しく感じた。障害の有無に関わらず交流を通じて理解し温かく見守りながら、それぞれが「生き生き」と輝いて、そして「共に生きる」そのようなことを考えさせられる今回の研修でした。

まず建物が明るく開放的でバリアフリーを細かい所まで実現していてびっくりしました。堺市の福祉に関する各機関が集まっているので本当に良いなと思いました。また、近くに大阪府大もあり学生ボランティアも常に来てもらえるのも強みだと思いました。手作りの『さわる絵本』が素晴らしい出来栄でした。

施設は障害者と市民の相互理解を図ることを目的として、ボランティアの登録人数が170人と聞いて多いの





も納得した。

- ・総合的な施設のあまりの大きさにまず驚いた。いろいろな分野に約10センターもありました。私は、視覚・聴覚障害者センターに最も興味、関心が湧いた。点字図書の多さ、字幕入りビデオROOM等の貸出、ボランティア養成、育成で市民の参加、コミュニケーション支援等非常に幅広い内容の濃いセンターだった。
- ・障害のある人、ない人が交流する拠点として、障害についての理解を深めることの大切さを認識しました。

民生児童委員と 民生児童委員支援員との合同研修会 !!



「民生児童委員支援員事業」として、平成30年7月と9月に合同研修会、平成31年1月には意見交換会を行いました。

合同研修会では、「ゲートキーパー養成講座」と「ひきこもりについて」の内容で、2回行いました。

今後も、より一層、民生児童委員62名と民生児童委員支援員35名が力を合わせて、地域で協力・連携して見守り活動等を進めています。

子育て支援活動 出前ペープサートのご案内

民生児童委員は、町内各地区の育児サークルにお伺いし、ペープサート、エプロンシアター、手遊びなどを通して、子育て真っ最中のご家族やお子さんたちと楽しくふれあいをもちたいと考え、「出前ペープサート活動」をしています。ぜひ、お声をおかけください。

※ご依頼は、希望される日の概ね3か月前までをお願いします。



◆問い合わせ先

精華町民生児童委員協議会事務局（精華町役場 健康福祉環境部 福祉課内）

TEL : 0774-95-1904 FAX : 0774-95-3974 E-mail : fukushi@town.seika.lg.jp

来訪!!

はえばるちょう

沖縄県南風原町 民生委員児童委員連合会の方たちと 交流視察研修会

平成30年11月に精華町役場で、沖縄県南風原町民生委員児童委員連合会21名（事務局1名含む）と精華町民生児童委員協議会10名（事務局2名含む）との交流視察研修会を行いました。お互いの地域の概要や民生児童委員活動を紹介する中で、南風原町からは、民生児童委員支援員のこと、精華町民生児童委員協議会広報・情報誌「精華のいぶき」のこと、学校訪問・不登校・待機児童のこと、あんしん相談のことなどの質問がありました。また、精華町からは、育児サークルで活動している「ペープサート」も披露しました。

最後には、南風原町民生児童委員が三線（さんしん）で演奏する沖縄の歌「安里屋ゆんた」に合わせて全員で歌い踊って交流を深め、とても有意義な研修会となりました。

南風原町民生児童委員からは、「今回の研修で学ばせていただいた貴会の取り組みは、活動アルバム紹介やペープサートで、とても参考になりました。また、皆さま方と研修の機会を持ったことで、各委員も民生児童委員活動について意識が高揚しており、これからの民生児童委員活動、また行政との連携に活かしていきたい」との感想をいただきました。

